

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

東北（秋田）国民年金 事案 1850

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料をA町（現在は、B市）の集金人に水道料金とともに毎月納付していた。当時の経済状況から考えても納付すべきものは必ず納付していたので、未納とされている期間があるのは納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月9日にC町（現在は、D市）で払い出され、同年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は36年3月にA町に転居しているところ、納付年月日が確認できる国民年金保険料は、同年4月から同年9月までを除き、全て納期限内に納付されており、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和41年1月は3万円、同年2月から同年4月までは3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月1日から同年5月31日まで
② 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

申立期間①について、私の夫が株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和41年1月から同年4月の標準報酬月額記録（2万8,000円）について、所持している給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、私の夫は昭和39年4月1日に株式会社Aに入社し、営業所間の異動はあったものの、平成12年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する株式会社Aの給料明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から昭和41年1月は3万円、同年2月から同年4月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が所持する株式会社Aの給料明細書、異動辞令、同社から提出された社員人事台帳（退職者）及び雇用保険の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年6月1日に株式会社Aから同社B営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する株式会社Aに係る昭和41年5月の給料明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の被保険者資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3292

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和52年6月頃に、A株式会社からB株式会社に出向となり事業所長として継続して勤務し、その後、56年4月1日にA株式会社に戻ったが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答、同社が提出した社史の申立期間に係る記載内容、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社史等から昭和52年6月1日と推認できるところ、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年7月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失時（昭和52年6月1日）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、A株式会社は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って資格喪失日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）国民年金 事案 1847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 10 月までの期間、61 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 62 年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 10 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 62 年 5 月から同年 10 月まで

私は、昭和 59 年 4 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所の窓口で納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社会保険事務所（当時）が管理していた「処理結果リスト」によると、申立人に係る国民年金の被保険者資格の取得に係る処理が平成 8 年 12 月 9 日に行われていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③の被保険者資格の取得及び喪失に係る処理は、前述の被保険者資格の取得に係る処理と同日に一括で行われていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、昭和 59 年 4 月 21 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。これらのことから、当該加入手続が行われたと推認できる時点より前の時期において、申立期間①、②及び③は未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたと考えられる上、当該加入手続が行われた時点では、各申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1848

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年7月まで

私は、申立期間当時、A町役場（当時）で臨時職員として勤務しており、国民年金に加入しなければならないことは分かっていたので、同役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付して国民年金印紙を国民年金手帳に貼付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立期間当時、同町において国民年金の加入手続を行った場合には同町で国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるものの、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを踏まえると、申立期間は未加入期間として取り扱われ、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料として月額250円ないし300円を納付したと述べているところ、当時の保険料は月額100円であって、申立人の記憶とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年7月までの期間及び6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から同年7月まで
② 平成6年5月

会社を退職したことに伴い、平成5年4月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと思う。また、その後に再就職した会社を退職したことに伴い、6年5月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付したと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成5年4月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い、同役場又は金融機関等で申立期間の国民年金保険料を1か月ごとに1万円ぐらい納付していたと思う旨申し立てている。

しかしながら、申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に係る資格取得状況等から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年4月から同年5月までに払い出されていることが推認されるものの、オンライン記録によれば、申立人に対して厚生年金保険の加入期間中である7年6月6日付けで国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、後述のとおり、当該作成時点では申立人の国民年金被保険者期間は申立期間①だけであったと考えられる点を踏まえると、当該納付書は申立期間①が未納であったために作成されたものと推認できる。

また、申立人が婚姻により居住したB市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立期間①の保険料は未納と記録されているところ、この記録はオンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人は、会社を退職したことに伴い、平成6年

5月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨申し立てている。

しかしながら、申立期間②及び平成6年12月から7年2月までの期間の国民年金の被保険者資格に係る取得及び喪失については、申立人が11年1月に第3号被保険者資格を取得したことに伴い同年5月17日に入力処理されていることが確認できることから、当該入力処理がなされた時点より前の申立期間②は、当時は未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当該入力処理がなされた時点においては、申立期間②の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 7 月 1 日に A 株式会社 B 支店から同社 C 支店に異動したが、異動後の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 15 万円となっている。

A 株式会社 B 支店から同社 C 支店に異動した際に給与支給額を減額された記憶が無いので、申立期間の標準報酬月額を同社 B 支店に勤務していた当時と同額の 20 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社 D 支店（当時は、A 株式会社 E 支店）は、申立期間当時、同社 C 支店に勤務していた社員は同社 E 支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、全国を異動する社員の給与計算は同社 B 支店で行っていたとしているところ、同社 D 支店及び同社 B 支店は、いずれも申立人に係る申立期間当時の資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できないものの、同社 D 支店の社会保険事務担当者は、「F 県から G 県に転勤した場合、当時でも地域手当の支給額に 5 万円から 6 万円の差があった。」旨回答している。

また、昭和 53 年 3 月から 60 年 10 月までの期間において、A 株式会社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日に同社 E 支店において被保険者資格を取得している 10 人のうち、所在が確認できた 9 人に異動前後の期間における給与支給額等について照会したところ、回答のあった 8 人のうち 7 人は、申立人又は自身の異動後の給与支給額又は厚生年

金保険の標準報酬月額が異動前と比較して低額となっている理由は、地域手当の支給額の差が大きかったためである旨回答している。

さらに、上記7人のうち複数の同僚は、異動後のA株式会社E支店における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の届出は残業手当を含まない金額で行われていたと思う旨回答している上、当該同僚のうち同社の他支店において社会保険事務を担当したとする者は、申立人は昭和55年7月に異動しているため、56年10月の定時決定まで標準報酬月額の改定が行われていなかったと思う旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、上記10人の異動後のA株式会社E支店における標準報酬月額について、2人は異動前と比較して高額となっているものの、8人は異動前と比較して4万2,000円から7万円低額となっている。

また、A株式会社E支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間における標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月頃から同年 11 月頃まで
② 昭和 44 年 4 月頃から同年 11 月頃まで
③ 昭和 45 年 4 月頃から同年 11 月頃まで

私は、昭和 43 年から 45 年までの毎年 4 月頃から 11 月頃まで A 社に勤務していたが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

当時は、主に B 業務で、朝の 8 時から夕方 5 時まで勤務し、毎年 12 月頃から 3 月頃までは失業保険を受給していた。

A 社に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、A 社に勤務していたと主張しているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立期間①のうち、昭和 43 年 5 月 2 日から同年 11 月 30 日までの期間については、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が見当たらない上、申立期間③については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は A 社とは異なる事業所での記録となっていることが確認できる。

また、A 社の元事業主に照会したところ、当該元事業主の娘から回答があり、「A 社は、失業保険には加入していたものの、厚生年金保険及び健康保険には加入していなかった。」としている。

さらに、事業所記号払出簿及びオンラインの記録によると、A 社及びそ

の類似した名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立期間③において申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる事業所についても、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

加えて、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 56 年 2 月 26 日に払い出されており、別の記号番号が払い出されたことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで
国の記録では、A株式会社B事業所を退職した後に申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、退職後に脱退手当金を請求した記憶も無ければ受け取った記憶も無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（以下「資格喪失日」という。）から約2か月半後の昭和36年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る事業所で厚生年金保険の加入記録がある女性のうち、申立人の資格喪失日の前後おおむね3年以内に同事業所で被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を満たしている11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に脱退手当金の支給記録があり、このうち申立人を含む4人は、資格喪失日から6か月以内に支給決定されている。その上、前述の8人の中には、資格喪失日と支給決定日が申立人と同一の者が含まれていることを踏まえると、申立期間当時、事業主が複数の被保険者に係る脱退手当金を一括して代理請求していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。